

鷗外・史伝『都甲太兵衛』論

山 崎 一 穎

の実証的位置付けではなかった。単に印象批評の域を出ていなかった。

それ故、『鈴木藤吉郎』については別に稿を用意しているので、本論考では『都甲太兵衛』に言及したい。

(序)

鷗外の史伝小説の系譜について「まず第一に『涉江抽斎』『伊沢蘭軒』

『小嶋宝素』『北条霞亭』の作品が考えられる。この系譜は、医者にして儒者であり、しかも集書家、校勘家である近世考証学者の伝記である。

これらは彼等の学問業績を正しく位置付け、交遊に思いをして、儒者であり、しかも集書家、校勘家である近世考証学者の伝記である。これらは彼等の学問業績を正しく位置付け、交遊に思いを馳せ、思考に学び、生活をみつめることによって、近世文化史並びに生活史を構築している。これらを鷗外正系の史伝小説の主軸に据えることができる。なお、『寿阿弥の手紙』もこの正系の史伝小説群に組み込んでよいと考える。(中略) 次に鷗外史伝に強く△雪窓▽のモティフが働いている作品群がある。『津下四郎左衛門』『鈴木藤吉郎』がそれである。(中略) 更に『栗山大膳』や『都甲太兵衛』には鷗外の理想とする生き方を直接的に吐露している」(注1)とかつて記した。しかし、その時『鈴木藤吉郎』、『都甲太兵衛』については作品世界を分析した上で

(A) 武蔵一日忠利公の側に侍し、御家には剛毅正敏の士多き中にも、只

今見たる武士こそ殊にすぐれては見候へといふ、公それは誰かと問は

るゝに、その名は知らずと答ふ公即ち人をして、某々の人をめし出して、この者どもにやと尋らるれど然らずといふ、然らば汝往きて連れ来れよとあるに、武蔵座を立ち率ゐ来れるは、都甲金平といふ武士なりけり、公即ち都甲に物を賜ひてこれを嘉みせらる、（中略）都甲は平生心胆を鍊らむとて毎夜天井より刀の抜身を糸にて釣りその下に伏せりといへり、武蔵の多くの人の中より、この者を見出したるその眼力思ふべし（原田氏雜錄）

（B）という記述がある（傍点山崎以下同じ）。更に、鷗外の使用した原史料『都甲文書』（注3）中に次の二つの史料がある。

（B）又武蔵殿御殿へ罷出妙解院様へ御物語の序ニ上ニはよき御家來を御持被成候定而逸稜御用ニ立可被申と被申上ければ公何某そとの玉ふいや名字も不存候得共其つらたましひ尋常の者ニ而ハ無之段被申上ければ御吟味成候処御玄関ニ詰居し都甲太兵衛めニ而候比頃迄ハ歩御小姓ニ而格別際立候働も無之内之□に候へは諸人いな事と存候武蔵殿太兵衛ニ向ひ何そ覺悟之筋も候哉と尋られけれ共覺悟とては無之段及返答候得共頻ニ尋被申けれハいや武芸の一ことも仕覚へ不申候得共幼年之砌より死を究る事を修行仕候其修行之次第八居へ物きらるゝ物と思ひ日々其氣分ニ成候心持ニ而居候へ共初メ之内ハ少しも平常ニ替不申候處しばらくして甚氣味悪しく死する心おそろしく成候得共益おこたらす修行しけれは後ニは右様の心絶て無之平日ニかわる□なきやうに相成候常住坐臥死する心ニ而居候へは何事も易ク苦ニならぬ事ニ而候か様の□共仕覚へ候外ニは何の覚悟も無御座段返答有之候されハ嶋原

ニ而て之武功もさる事にや武蔵殿之鑑察各凡慮の及ふ所ニあらす（雑録。雑撰録）

（C）都甲太兵衛ハ誠忠ノ人ナリ宮本武蔵肥後ニ來りし時一藩皆剣術、無双ノ先生来ルト大ニ喜ヒシガ太兵衛一人ハ顔ヲ弊メテ何処ノ馬ノ骨トモ知レヌ素浪人者御召御目見トハ以ノ外ノ事実ニ剣呑千万ト嘆キケル御目見ノ当日ニハ太兵衛御玄関ノ脇ニ控エ様子ニヨリテハ只一刀ト身構シテ居ケルカ武蔵御目見モ済藩士一同ノ席ニ下リシガ或人武蔵ニ肥後ニテ武術ニ達セシ人ト御認ナサルハ誰人ナルヤト問ヒケレハ武蔵云御玄関脇ニ控居タル都甲ト云人ハ誠ニ見ル処アル武士ト見受申トナリ太兵衛元來劍術ノ達人ト云程ニモ無リシガ只一打ト身構シテ居タル処身體ニ少モ透間無カリシカバ左様ニ見取ラレシニヤ（雑録）

鷗外は刊本『宮本武蔵』より「雑録と題した一の記録」（一）の方が「プロバビリティエが大きいやうに感ずる」（同）と見てている。すなわち、宮本武蔵が太兵衛を見い出す経緯と会見の場の設定は、史料(A)(B)(C)の傍点の部分をつないで史料の整合をはかつてている。具体的に述べると、太兵衛を見い出す経緯は、史料(C)を中心として(A)(B)を以て補綴している。会見の場の様子は、史料(B)によって構成されている。勿論、史料がいづれも宮本武蔵に焦点が絞られているのは言うまでもない。どの史料も武蔵の眼力をえたものである。しかし、鷗外の視線は、武蔵にはない。武蔵が見い出した人物都甲太兵衛にある。鷗外の視線は、史料(A)では「都甲は平生心胆を鍊らむとて毎夜天井より刀の抜身を糸にて釣りその下に伏せりといへり」、(B)に於いては「幼年之砌より死を究る事を修行仕候

其修行之次第ハ居^スへ物きらるゝ物と思ひ日々其氣分ニ成候心持ニ而居候へ共初メ之内ハ少しも平常ニ替不申候処しばらくして甚氣味悪しく死する心おそろしく成候得共益おこたらす修行しければ後ニは右様の心絶て無之平日ニかわる□なきやうに相成候常住坐臥死する心ニ而居候へは何事も易ク苦ニならぬ事ニ而候か様の□共仕覚へ候」に、(C)にては「元来効術ノ達人ト云程ニモ無リシガ只一打ト身構シテ居タル処身体ニ少モ透間無カリシカバ」という記述に定まっている。太兵衛の武士としての心構えに鷗外は目を据えている。

逸話のその二是「太兵衛の石盜人と云ふ話」(四)である。

(A) 徳川將軍江戸城を修築せらるゝにあたり、諸侯に金品石材等を賦課せしことあり、その時各藩の石材等は直に運ばれ地を画して堆きに、肥後藩のみ未だしかりき、かゝれば漸漸公辺の沙汰悪しくなりければ、公都甲を召して石材等運搬を命ぜられる、都甲日を夜に継ぎて、奔走し各藩に先ちて納め済となる、然に世間風説して都甲金平に石盜人の嫌疑かかり終に幕府の獄に下さる、日夜拷問厳酷なり、都甲白状せざるが故に、篠揉といふ法を以て責む、篠揉とは管竹の小口を薄くくりぬき、これを膝におしあて、揉む時は小口の竹へ肉入る、その肉の入りたる竹を引きぬく時膝に小孔を生ず、この孔に沸騰せる醤油を注入して責るものなり、かくのごとき苛酷の責にあへども都甲は平然として答へず、果ては責手の仕方にぶしとて、自から取りて我が膝を揉みてその醤油をさしきしたりしかば、その肉山桃の実のごとくなれり、幕吏等今は責るもかひなしとて石盜人の都甲金平、もはや疑なし

放免すといふ、都甲これを聞いて奮然として、石盜人とは不都合なり、石盜人にては無きこと判然して放免せらるゝに非ずやといへば、吏、其の姫忍なりしを謝して都甲金平石盜人にあらざること判明せしにより放免すとてかへしたりといふ 原田氏雜錄(『宮本武蔵』)

(B) 江戸城修築ノ時諸侯ニ課シテ石ヲ納メサセラレシガ時ニ肥後藩ハ非常ノ困難ニテ中々納マリ兼シニ都甲太兵衛我ニ一策アリト申受テ人夫ヲ引連他ノ諸侯ノ運ヒテ来ル石ノ標ヲ取除ケ肥後ノ標ヲ打数日ノ間ニ納メ済タリ既ニシテ事發覚シ直ニ幕吏ニ捕縛セラル白状セサルニヨリ

拷問ノ數ヲ尽シ遂ニ膝上ニ石ヲ積タレハ骨モ肉モ碎ケ血流ルトモ無言ナリ因テ股肉ヲ穿チ醤油ヲ熱シテ流シ込ミケリ肉ハ穴カラ持上リ山桃ノ如シ然レトモ白状セズ最早拷問ノ手モ尽果テ一策ヲ考ヘ石盜人都甲立テト呼ハレトモ動カズソコテ細川ノ土都甲御疑晴レタリ罷立ト呼ハリシガ悠然トシテ立去レリ此故ニ都甲ノ家ニハ今ニ至テ山桃ヲ食セストナリ 雜錄(『都甲文書』)

鷗外は史料(A)(B)を適宜按配して記述しているが、史料の比重は(B)にかかるが故に、篠揉といふ法を以て責む、篠揉とは管竹の小口を薄くくりぬき、これを膝におしあて、揉む時は小口の竹へ肉入る、その肉の入りたる竹を引きぬく時膝に小孔を生ず、この孔に沸騰せる醤油を注入して責るものなり、かくのごとき苛酷の責にあへども都甲は平然として答へず、果ては責手の仕方にぶしとて、自から取りて我が膝を揉みてその醤油をさしきしたりしかば、その肉山桃の実のごとくなれり、幕吏等今は責るもかひなしとて石盜人の都甲金平、もはや疑なし

更に「今一つの太兵衛が逸事は密謀秘計に属してゐて、あらはには記載せられていない。しかし太兵衛の身に取つては、これを外にしては原

であつたであらう」（六）といつて、その三に繼嗣問題をとりあげている。原史料は『都甲文書』による。

一 上畠御國中末々迄モ何角批評仕至極危キ御事ト甚氣遣仕候由佐渡儀ハ始終ノ事テ思慮仕寄之へ密意ヲ委細ニ申含メ寄之即夜罷立申候都甲太兵衛ハ當時鉄炮頭ニテ武功有之者ニ付今度寄之へ差添江戸へ差越申候 中畠 則太兵衛九兵衛兩人共式部九郎兵衛一所ニ江戸へ差立申候輿長儀ハ御國ノ儀万端手当仕江戸ヨリ御左右相待申候 光尚公御逝去綱利公御家督一件ノ記録

一 梅原九兵衛ト云ハ 中畠 酒井雅楽頭忠世ノ御入魂タル故 中畠

佐渡存念ノ趣委ク申含自然此顧叶マシキニ於テハ席ヲ不去シテ其方覺

悟仕ベシト申候九兵衛申ハ委細仰ノ趣承リ又先以新参ノ私か様ノ御使ヲモ可相勤者ト御見立ニ預候事忝仕合武士ノ本意ト存スレバ此節ノ御奉公隨分共相勤可申ト申候左モアラバ足輕大將都甲太兵衛ヲ式部少輔ニ差添ノ間万端無腹藏太兵衛ト示合シ御為宜シク相勤ムベシト申渡都甲梅原二人モ式部少輔一同ニ熊本ヲ発足セリ 下畠 松井氏記録

鷗外はこれらの逸話から「都甲太兵衛が終生の工夫は極めて簡易であった。約めてこれを言へば死を決すると云ふことの外に出でない。何事にもせよ、死を決してこれに當る。そしてこれを成し遂げずは已まぬのである。手段の奈何の如きは、その間ふ所では無い」（六）と言つ切る。ここに作品の中核が据えられている。この事を更に敷衍して、鷗外は「決死の反面には冒險がある。死を決して為す所のものは何ぞと問ふ時、そこに事業家と冒險家との袂を分つ岐路が開かれる」（七）と言つ

ている。勿論、鷗外は死を決する心を好ましいと考えつても、単なる冒険に類する蛮勇を評価してはいない。その理由として、鷗外が記する次の逸話を挙げたい。相撲取りらしい大男が人を斬つて、白刃を手に空屋へ逃げ込み鎌を下して閉じ籠もつた時、太兵衛は壁を壊わして尻から入り、容易に下手人を捕えたという話（注4）である。この逸事を「細川家に召し抱へられて歩小姓にせられた後の太兵衛も、亦恐らくはこれを敢てしなかつたであらう。此事件は必ずや太兵衛が浪人時代のすさびであつただらう」（同）と見てゐる。死を決する心が無謀な功名心に支えられた冒險である所に鷗外の肯ぜないものがある。

すでに鷗外は史伝『栗山大膳』に於いて、死を賭して讒訴した大膳が「心得て置くべきは權道である。これを見切と云ふ。取るは逆、守るは順であるから、これは不義だと心附いた事も、こればかりの踏違へは苦しうないと、強く見切つて決行するのである」と言つてゐる。この△見切る▽と△死を決する▽とを同質のものと捉えている。

鷗外史伝にはこのようにテーマを明白に正面に押し出している一群がある。あくまでも私心を捨て、死を決して強く見切る人物に好感を寄せている。『都甲太兵衛』こそ、この鷗外の理想とする心情をテーマに捉えた作品の一つである。

(二)

『都甲太兵衛』に於いて注意すべきは、鷗外の小説作法である。鷗外の言葉を借りれば「歴史小説を書くに當つて慣用した思量のメカニズ

ム」(二)について検討しなければならない。この小説は逸話から成り立っている。しかも、繼嗣問題を除いた他の三つの挿話はいずれも事の起つた年月が定かではない。それを鷗外は追い求めようとするのである。その手順を押えておきたい。

武藏が都甲太兵衛をいつ見い出したかという事を考察するにあたって、まず鷗外の手許で明らかになっている事實を明示しておきたい。

慶長十七年(一六一二)四月

武藏京都から豊前の国小倉(細川忠興の治世)へ佐々木巖流と戦うべく行く。試合後下関に引きあげる。

*慶長十九年(一六一四)大阪冬の陣

*元和元年(一六一五)大阪夏の陣

*元和七年(一六一一)細川家代替(忠興から忠利へ)

*寛永九年(一六三一)細川家国替(豊前国から肥後国へ)

*寛永十四年(一六三七)

島原の乱

*寛永十五年(一六三八)

二月二十七日

寛永十七年(一六四〇)八月

武藏忠興の嗣子忠利に抱へられる。

鷗外は慶長十七年(一六一二)四月から寛永十七年(一六四〇)八月までの二十八年間に「時間の街道に一里塚の如くに布置せられてゐる此歴史上既知の事件を数へて、武藏と都甲太兵衛との会見の時を、做し得る限精しく極める目標にしよう」と(二)するのである。一方、都甲太

兵衛の「先祖附」から明らかになっていることは、

一、「細川忠利がまだ豊前を領してゐた頃召し出されて歩小姓になつた」(一)。

二、「細川忠利が封を肥後に移された時、太兵衛は忠利の供をして熊本に往つた」(同)。

三、「島原一揆の時、太兵衛は忠利の陣に於て原城に攻め入るに当つて、△本丸一番乗△の功を顯し、知行三百石を賜はり、鉄砲十挺を預けられた」(同)。

以上の三点である。

そこで鷗外は太兵衛が武藏に見い出されるための条件として、「太兵衛と云ふ錐が脱穎して出でた前でなくてはならぬ」(二)と考える。しかし厄介なのは太兵衛の仕官の年月が明らかでないことである。鷗外は「忠興の三斎が致仕した元和七年の後、即ち細川家代替の後で、忠利が肥後に移された寛永九年の前、即ち細川家国替の前でなくてはならない」(同)と考える。しかも、下限は原城の陥落した寛永十五年二月二十七日よりも前でなくてはならない。そこで鷗外は「太兵衛の武藏に見出され得べき時は、元和七年から寛永九年までの十九年の間に限られる」(同)と一応定める。

そして、再度武藏について「前には単に武藏が忠利の扶持を受けた時のみを目中に置いたが、今は進んで此人が始て忠利に謁した時を考へ」(二)ようとする。鷗外は「島原役後の此召抱を以て初謁見の期とするときは、太兵衛を見出すことは無用の事となつてしま」(同)う。必ず

や「忠利は召抱に先だつて武藏を引見する機会」（同）があつたであろうと推測する。当然元和七年から寛永十七年までの二十余年間のうちということになり、太兵衛側からの考察より一步も進捗を見ない。そこで刊本『宮本武蔵』第六章「肥後候に仕ふ」の記事に目をつける。

「寛永九年細川越中守忠利公肥後國熊本の城主と為りて小倉を去らる、仍て小倉は小笠原右京太夫忠真公の領となれり、同十一年武蔵伊織を率て小倉に来る、忠真公篤く之を遇せらる、留まること数年、同十四年肥前島原の乱あり、忠真公出陣武蔵伊織と共に之に従ひ伊織抜群の功あり、（中略）同十七年、武蔵忠利公の招により小倉を去りて肥後に來る、抑も武蔵の人と為りと、その剣の妙技とは夙に公の知らるゝ処なるにより、」

鷗外はこの記述を踏えて、「寛永十一年に養子伊織と共に豊前國小倉に來て、細川氏に繼いで此國を領する小笠原右京大夫忠真の許に客寓するに至るまで、武蔵の九州の地を踰んだことを聞かない。武蔵が熊本に入つて忠利を見たのは此客寓中の事ではあるまいか。若し然らば原城陥落の十五年までの間は僅に五年で、此の間にいつか忠利が武蔵を引見し、武蔵は其時太兵衛を認識したことになるであらう」（二）と推測する。

武蔵は仕官を希望してはいなかつたが、九州の地で終焉の地を物色していたらしいし、忠利は柳生派の剣道を学んだ人である。そこで「此隻方の意志から武蔵が忠利に謁することとなつたのであらう」（三）と考へる。そして、その時太兵衛は武蔵によつて見い出されたであらうとも考へる。そうすると、武蔵が小倉に來てからやや時を経た後で、島原の

亂の前であらうとなる。遂に鷗外は「わたくしは寛永十二年か十三年の内で、忠利の在国してゐた間の事だとしたい」（同）と結論を下している。

武蔵と太兵衛との出会いの年月を詳らかにするために思考した時間の詰めは合理的である。それにもかかわらず鷗外は「歴史家はこれを見てわたくしの放肆を責めるだらう。小説家はこれを見てわたくしの拘執を笑ふだらう。西洋の諺に二つの床の間に寝ると云ふことがある。わたくしは折々自ら顧みて、此諺の我上に適切なるを感じる」（二）と苦笑なる心情を告白している。この歴史小説の方法としての脚註は、一般論としては成り立つが、この場面では適切でない。史料操作は整合性があり、充分納得が行き説得力もある。何故にこの箇所にこのようなコメントが挿叙されたのかその理由を考えなければならない。この問題を処理する前に今一つの逸話である石盜人の年月考証過程を検証した上で考えたい。

「細川家は家臣にこの難事を命ずるに、必ずや材能衆に踰えた人物を選んだことであらう」（五）とするのは正鶴を射ている。それ故に「未だ頗れざる歩小姓の太兵衛でなくして、軍功に依つて三百石を賜はつた太兵衛だらう」（同）と考へる。当然原城の陥落した寛永十五年以後で、太兵衛の歿する承応二年以前と考へる。この間に江戸城修築の年を『徳川実記』によつてメモしている。

寛永十六年二月十五日 江戸城諸門。
八月 二日 西丸の石垣。

八月十六日

八月十一日の江戸城の火事により修築。

十七年四月五日

のいう寛永十三年の修築が考えられる。因に『熊本藩年表稿』(注5)によると次のようになっている。

寛永十一年(一六三四)十一月

そこで鷗外は「太兵衛が石を調達したのは、寛永十六年の修築の時であつたかと推測する」(五)のである。『山房札記』に収録の際『都甲伝存疑』(芝氏記)が併せ載せられている。それによれば、「都甲太兵衛が石材を調達したのは寛永十五年より後の事と仮定する時は、寛永十六年の江戸城修築の時であつたかと推測することは至当である」とい

寛永十三年(一六三六)一月八日

是月江城修築の助役の命あり。伊豆国石場へ石切出のため役人を派遣す(御家譜続編)

六事ではなかつた」。むしろ、「寛永十三年の江戸城外郭修築の時」が、
「石材の伐採蒐集には苦心労力経費等一方ならぬものがあつた。(中略)
太兵衛の手腕を頗したのは或はこの時ではなかつただらうか」とある。

このような存疑が提出されるといふことは、鷗外の思量にどこか十全でない所がありはしないか。今一度検討してみよう。「材能衆を踰えた人物を選んだ」であろうことは当然である。そして「軍功に依つて三百

記録によると、寛永十三年の江戸城修築の命は同十一年十一月に藩に下達されている。『都甲伝存疑』が指摘する通り、寛永十三年の江戸城修

築は細川藩挙げて為された難事業であつたことを思うと、この年の可能性の方が十六年の時のそれより大きいと思われる。鷗外の参看した『徳川実記』には、勿論寛永十三年の修築は記載されている。鷗外の意識が

「未だ頗れざる歩小姓の太兵衛でなくて、軍功に依つて三百石を賜はつた太兵衛だらう」(五)といふ所で動かなくなつていて。先入観も働いていたと思われる。それ故、鷗外は『徳川実記』の寛永十五年以降を調べ、それ以前は等閑に附してしまつたため、問題が生ずるはめになつたのである。少くとも石盗人としての逸話の件に関しては、鷗外の意識は自由に働いてはいない。固定化されている。この事は次の逸話の場合と比較して考えると明白である。

十二、三年以降で島原の乱(寛永十四年)以前ならば、『都甲伝存疑』人を斬り白刃を引つ提げて立て籠った男を、尻から入つて相手の油断

に乗じて擱まえ、「尻なら一太刀位切られても大事無い」（七）と嘯いた

逸話を鷗外は、「原城の軍功に依つて三百石を贏ち得た後の太兵衛は、

断じて策此に出で」（同）なかつたろうし、「細川家に召し抱へられて

歩小姓にせられた後の太兵衛も」（同）軽率な行動にはでなかつたであ

ろうと考えている。そして「此事件は必ずや太兵衛が浪人時代のすさび

であつただらう」（同）と、太兵衛の精神を評価し信じている。この逸

話のことく、太兵衛の精神に比重を置くならば、石盜人の逸話でも武蔵

から日頃の心構えを問われ、己れを据物と観じて心を乱すことがなくな

つたことを話した時、武蔵からこれこそ武士道であるといわれた太兵衛

の精神と決死の覚悟で石盜人となつたそれを接続して考へてもいいはず

である。歩小姓よりも三百石賜わつた以後の太兵衛に可能性があると見

た鷗外の常識はやはりそれに束縛されている。この時の鷗外の意識は小

説的虚構よりもより歴史に近づいていたと思われる。しかしながら歴史

の方から見れば、△放肆▽と責められても己むえない結果を露呈してい

る。歴史に近づきながらそれに足を掬われている。

微視的に見れば、この石盜人の逸活の後に前述の鷗外の脚註が挿叙されねばならない。この箇所に於て、△放肆▽と△拘執▽の二つの床の間に寝苦しく寝ている鷗外を見逃すわけにはいかない。鷗外が意識して記述した箇所には、その脚註が適切にあてはまらず、むしろ、意識していない所にこそ、それがあてはまるのも皮肉である。

更に、巨視的に鷗外史伝を見れば、『都甲太兵衛』に於けるこの脚註は、むしろ『鈴木藤吉郎』にこそ記すべきであったのではなかろうか。

(三)

小説は太兵衛に関する逸話を繋ぐ形で構成されている。しかも、その逸事のあつた年月を考証する形をとつていて。作品の構図は

一 都甲太兵衛の素描。／武蔵に見い出された逸話の紹介。

二 逸話の年月の考証。

三 逸話の年月の考証。／会見の様子。

四 会見の様子。／石盜人という逸話の紹介。

五 逸話の年月考。／入牢。／拷問。

六 放免。／繼嗣問題。／鷗外評。

七 鷗外評。／浪人時代の逸話の紹介。／都甲家略譜。

以上のことである。

極言すれば、事件の年月など不明であつても小説としては成り立つはずである。なまじ年月の考証などして不手際が生ずると、小説の結構を破ることになる。鷗外の嗜好はその逸話の年月を推定せずに措かない。その試みは大変な知的冒險であると言わざるをえない。それ故、大局から見れば△放肆▽と△拘執▽の間に苦惱する思量のメカニズムの吐露は不自然ではない。しかし、細部に拘泥すればすでに考察したように、鷗外が自らの手の内を明かす形で心情を吐露する場面はいささか場が違つてゐるようだ。小説家としての意識と歴史家としてのそれとの均衡が崩れた時に、その亀裂が生じている。しかも、その亀裂に鷗外は氣

づいてはいない。より歴史に近づいた時小説世界は歪み、同時に歴史の世界からも弾き飛ばされてしまう。歴史小説家の宿命ともいえる。

『都甲太兵衛』に於いて、方法上の瑕瑾があるにもかからず、小説世界が破綻を見せないのは、鷗外が太兵衛にありたき生を見る。モティフの強さによっている。モティフからテーマへの明確な隈取りが、小説を生動させている。

すなわち、都甲太兵衛の武士としての日常の心構えに鷗外は理想的姿を見ている。「都甲太兵衛が終生の工夫」（六）は、「死を決すると云ふこと」（同）であった。しかし、鷗外は死を決するといつても、功名心に逸る無謀な冒険心を認めてはいない。死を決する心はその人の平常心としてなければならない。この平常の心構えが「事業家と冒険家との袂を分つ岐路」（七）である。

武蔵に平生の心掛けを問われた太兵衛は△据物の心得▽について語っている。初めは「動もすれば据物ぢやと云ふことを忘れて」（四）しまって仕方がなかつた。次に「据物ぢやと云ふことは不斷に心得て」（同）いるが、それが「恐ろしうて」（同）ならなくなつて来たことを話す。意識すれば恐怖心に襲われる。それを克服すべく修養した結果、今では「据物ぢやと存じてゐてそれがなんともなりました」（同）と静かに語つた。この太兵衛的心的変化に注目したい。虚舟の喻えともいふべき心にまで覚醒して来た太兵衛の不動心を見逃してはいない。この心構えが死を決する心に発揚されるのである。ここに鷗外は理想の人間の生き方を創定している。

鷗外が歴史小説で追求して來た理想的人間像は△待つ▽・△耐える▽

ということを契機にして造型されている。それの対極に史伝小説『栗山太膳』の強く△見切▽って行動する人間が創定されている。この『都甲太兵衛』の△死を決する心▽も『栗山太膳の△見切り▽と等質な精神構造を持つている。なぜならば、いずれも己れの全存在をある一点に賭けることであり、それに凝縮された濃密な時間の充実がある。この△待つ▽・△耐える▽ことと、△見切る▽・△死を決する▽こととの関係については、かつて論じたことがあるのでここではふれない（注6）。このような契機の発見は小倉左遷時代（明治三二年～三六年）の鷗外の生き方や心の持ち方と関係している。注目すべきはこの時期に、クラウゼヴィツの『戦論』を論じている点である。△待つ▽・△耐える▽ことと△見切り▽・△死を決する▽ことと、『戦論』の△待敵と決戦▽との関係は同質であるといえる。小倉時代に武蔵の残した「光沢鑑すべき一振の木剣」（三）と、「款識のない達磨の画」（同）を鷗外は見ている。武蔵を通して都甲太兵衛に注目して行くのは、鷗外自身の身の処し方と関連してくる。ここに『都甲太兵衛』を紹する意味があると言える。

（注）

1 「本の本」（第一巻第十二号、△特集・森鷗外▽、昭和五十一年十二月一日、ボナンザ発行）掲載の拙稿『史伝「細木香以」覚書』、四六頁。

2 宮本武蔵遺蹟顕彰会編纂『宮本武蔵』（明治四十二年四月二十七日、金港堂書籍株式会社刊行）。本書では都甲太兵衛という名でなく都甲金平となつてゐる。鷗外は「都甲氏の先祖附を閲するに、金平と云ふ名は九代目の

附記

『都甲文書』閲覧に際し、東京大学図書館のお世話になりました。

「都甲金平一人の外には無い。（中略）しかし初代の太兵衛も或は一たび金平と称したことがあるかも知れない」（二）と記している。

3 鳴外が『都甲文書』（東京大学鷗外文庫蔵）と題簽を付した文書は、都甲家十代の源藏の記した「先祖附」と、鳴外が他の記録から筆写した都甲太兵衛に関する逸話から成り立っている。なお、「先祖附」の末尾の余白に鳴外は「右子孫ハ八代郡松求麻村八代製紙株式会社在職／源藏長男都甲千秋」と三行朱筆で書き付けている。

4 原史料『都甲文書』に次のように記されている。

都甲太兵衛ハ原之役にて抜群の武功ありたる人なりこの人何方へか被參候節大勢の人寄て仰山ニ有之候間子細を被尋候處角力取ならんが人を誤て此家に逃入り候處拔身を所持せし故取押へ難渋なりとて小路廻躰の者も數人取寄居けれ共一向埒明かざる様にや太兵衛其元兵ハ実ニ取押へ出来不申候哉成程手段無之行當り居申候しかば押へ遣へしとてなで杵を取寄是をもてかへをうちくづし尻より這入て其者を何の苦もなく捕押へられければ其仕方屈強の事ニ而衆人目を驚しけり跡にて諸人右之様子を尋ければ右躰之□をなし候へハ取籠ル者もいな事と存暫ハ油断するなり其上尻より這入り候へは縦抜身を所持して一太刀二太刀はきるとも尻べたなれハこらへる事にて其内ニは取押へぬるハあるましと存右之通取計ひたると答へけるとなん

	そ	の	一	東	京	日	日	新	聞	大	阪	毎	日	新	聞
	そ	の	二					1	・	1	・	1	・	1	・
そ	そ	の	三					1	・	3					
そ	そ	の	四					1	・	3					
そ	そ	の	五					1	・	4					
そ	そ	の	六					1	・	4					
そ	そ	の	七					1	・	5					
				1	・	6		1	・	5					
				1	・	7		1	・	6					
								1	・	5					
								1	・	4					
								1	・	3					
								1	・	2					
								1	・	1					

一一一九七七・二・二六一一

5 細川藩政史研究会編『熊本藩年表稿』（一九七四年三月二九日、熊本大学附属図書館刊）、四六頁～四九頁。
「評言と構想」（第2輯、昭和50年7月1日、浅川書店発行）掲載の拙稿

6 『鷗外・歴史文学論序説』、五六頁。